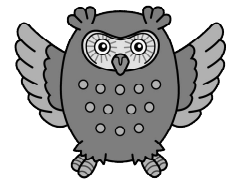


保育所・認定こども園入所のご案内



〈令和6年度 入所用〉

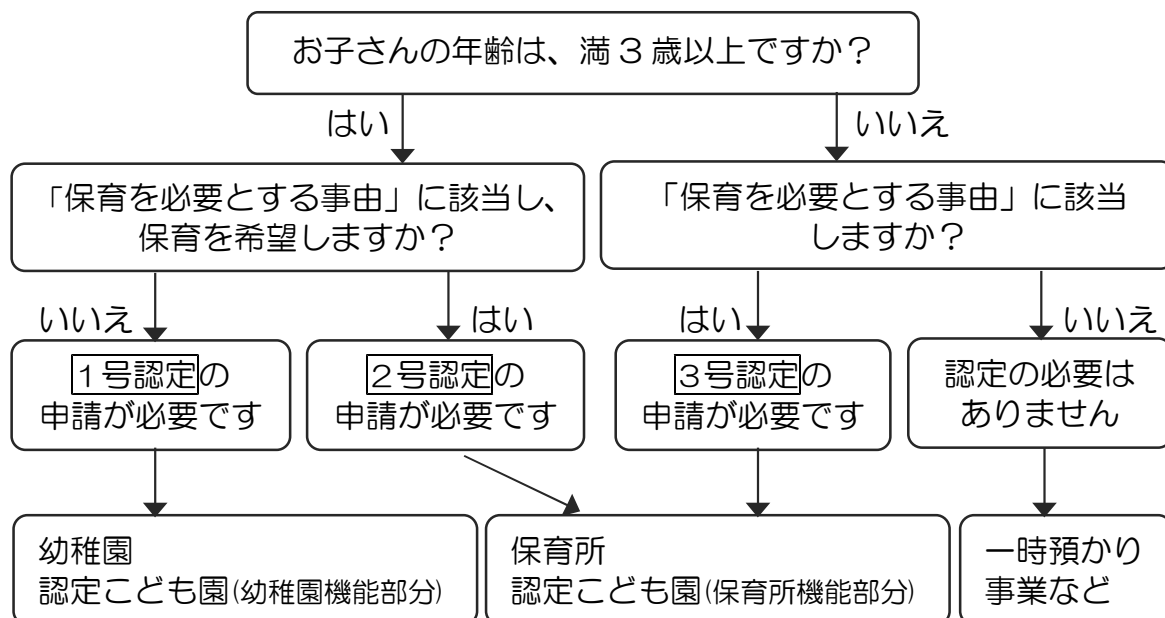
城里町福祉こども課（保育担当） ☎029 - 353 - 7265

HP : <http://www.town.shirosato.lg.jp/>

- 幼稚園** 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
- 認定こども園** 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設
- 保育所** 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

現在、城里町には、公立認定こども園が1か所、私立認定こども園が3か所あります。

② 認定区分は？利用できる施設は？



支給認定とは

保育所、認定こども園など保育施設の利用を希望する場合には、城里町の支給認定を受ける必要があります。

支給認定には、「教育標準時間認定（1号認定といいます）」「保育認定（2号認定、3号認定といいます）」の3つの種類があります。お子さんの年齢や保護者の就労状況など（＝保育の必要性）によって認定の区分が決まります。

また、2号認定・3号認定は、保護者の就労時間等に応じ「保育標準時間認定（保育を利用できる時間＝最長11時間、フルタイム就労を想定）」と「保育短時間認定（保育を利用できる時間＝最長8時間、パートタイム就労を想定）」に区分されます。

認定に応じて、利用できる施設、時間が異なります。

区分	年 齢	保育の 必要性	1日あたりの 利用できる時間上限	利用できる施設
1号 認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 4時間 (+預かり保育)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能部分)
2号 認定	満3歳以上	あり	保育短時間 8時間 保育標準時間 11時間	保育所 認定こども園(保育所機能部分)
3号 認定	0歳~2歳			

※1号認定の教育標準時間の4時間は、各施設が定めた時間となります。

また、教育標準時間を超えての預かりを希望する場合には、別途施設の定める利用料がかかります。

※2号認定・3号認定の保育短時間の8時間と保育標準時間の11時間は、各施設が定めた時間となります。

保育短時間、保育標準時間を超えて保育を希望する場合には、延長保育料金がかかります。

(月曜日から金曜日は30分ごとに100円、土曜日は30分ごとに200円)

2号認定・3号認定の申請ができる方(保育を必要とする事由)

2号認定・3号認定を申請し、認定こども園(保育所機能部分)を利用できるのは、城里町内に住所があり、保護者(父、母の両方)が、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当するため、お子さんを家庭で保育できない場合に限ります。

保育を必要とする事由			認定時間
1	就労	月48時間(1日実労働4時間かつ月12日)以上就労している (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働も含む)	保育標準時間 または 保育短時間
2	妊娠・出産	出産前8週から出産後8週の期間内	
3	疾病・障害	保護者の疾病、負傷、障害	
4	介護・看護	保護者が同居または長期入院等している親族の介護、看護にあっている	
5	災害復旧	災害を受け、家屋の復旧等にあっている	保育標準時間
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)をしている (ただし、60日以内)	保育短時間
7	就学	保護者が学校や職業訓練校等に通っている	保育標準時間 保育短時間
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	保育標準時間
9	育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用を必要とする場合 (原則、育児休業にかかる子どもが1歳に達する日の属する月の末日まで)	保育短時間
10	その他	その他特別な事情で、町が認める場合	保育標準時間

申込受付

入所は毎月 1 日からとなります。

事前に福祉こども課、城里町ホームページまたは認定こども園から、4 ページ記載の「申し込みに必要な書類」を入手し、期限までに提出してください。

入所申込をしても申込者多数のため希望する保育施設に入所できない場合や、審査の結果入所基準に該当しないため入所が認められない場合がありますので、ご承知ください。

(1) 令和6年4月入所申込み

1号認定 施設（認定こども園）で受付

2号認定・3号認定 令和5年12月1日(金)から12月15日(金)まで受付

平日 午前8時30分～午後5時15分

(ただし、水曜日は午前8時30分～午後7時00分)

○申込先：福祉こども課、または認定こども園へ提出

○入所決定：1月下旬に通知予定

(2) 令和6年5月以降の入所申込み（年度途中入所）

1号認定 施設（認定こども園）で受付

2号認定・3号認定

○受付期間：入所希望する月の前月の10日まで（土日祝日の場合は翌開庁日まで）

○申込先：福祉こども課、または認定こども園へ提出

○入所決定：毎月20日頃に通知予定

(3) 城里町外の他市町村の保育施設を希望する場合（広域入所）

1号認定 施設（認定こども園）で受付

2号認定・3号認定 ※城里町を經由して施設がある市町村へ申請となります

○受付期間：希望施設がある市町村の締切日前 ※事前に確認してください

○申込先：福祉こども課へ提出

<入所（施設利用）までの流れ>

1号認定

①施設へ直接入所申込みをします（願書提出等）

②施設で面接等の手続を経て、施設から入園の内定を受けます

③施設へ支給認定申請書を提出します（施設を經由して町福祉こども課へ申請）

④城里町から支給認定（1号認定）が通知されます

⑤入所（利用開始）

2号認定・3号認定

①城里町福祉こども課へ支給認定申請書（兼入所申込）を提出します

※認定こども園希望の方は、第1希望の施設または福祉こども課へ提出

②町が利用調整を行います（保育の必要性が高い方が優先となります）

③城里町から支給認定通知（2号認定・3号認定）、保育所入所承諾書が交付されます

④施設で面接等の手続を経て、入所（利用開始）

申し込みに必要な書類

すべての認定の方に共通して必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 支給認定申請書「別紙」 ※申し込みされる児童1人につき1部提出 ※「別紙」様式に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。提出の際には、申請者（保護者）の方の、本人確認に必要な書類（個人番号カード等及び運転免許証等）の写しと一緒に、封筒に入れて提出してください。
--------------------	--

2号認定・3号認定の方	※1世帯につき1部提出	
保育が必要な事由を証明する書類	就労（被雇用者）	就労証明書 ※勤務先で証明を受けて提出
	就労（自営・農業）	就労状況申告書 ※事業で得た収入を個人の所得とする場合（確定申告や住民税申告で自営とする場合）に使用してください。 事業主であっても、会社や法人などから労働の対価として給与などを得ている場合は就労証明書を使用してください。
	妊娠・出産	母子手帳、または妊産婦マル福受給者証の写し
	疾病・障害	疾病・介護申立書
	介護・看護	診断書、または身体障害者手帳等の写し
	災害復旧	罹災証明書
	求職活動	ハローワークカードの写し、または求職活動中であることがわかるもの
	就学	在学証明書、または学生証の写し、カリキュラム
育児休業	就労証明書、または就労状況申告書	

該当する場合に提出	※保育料を決定するために必要な書類です
児童扶養手当を受けていないひとり親家庭の方	マル福受給者証、遺族年金証書、戸籍謄本、いずれかの写し
支給認定の必要ない幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合	入所または利用が証明できる書類
寄宿舎に入っている場合など、生計は同一で住所が異なる兄弟がいる場合	左記の子どもの住民票、生計同一を証明する書類

その他	※申請書に個人番号の記載がない場合に必要な書類です
1月1日現在、城里町に住民登録がなかった方 R5年→4月から8月入所 R6年→9月から3月入所	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月1日住所地の役所発行の「令和5年度市町村民税課税（非課税）証明書」 令和6年1月1日住所地の役所発行の「令和6年度市町村民税課税（非課税）証明書」（住民税決定通知書の写しでも可）
児童扶養手当受給の方	児童扶養手当証書の写し
生活保護世帯の方	生活保護受給証明書
児童本人に障害がある場合、または在宅障害者（児）のいる世帯の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書、いずれかの写し

保育料（利用者負担額）の算定方法

3歳～5歳児までは保育料が無償となります。また、0歳～2歳児の市町村民税非課税世帯も無償となります。そのほかの世帯は、城里町の保育料軽減施策により国が定める基準額より低い額となっています。

保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割額による階層区分と、児童の年齢、認定（3号認定、標準時間・短時間）で決まります。

○4月分から8月分まで 令和5年度（令和4年分）市町村民税所得割額で算定

○9月分から3月分まで 令和6年度（令和5年分）市町村民税所得割額で算定

市町村民税所得割額は、原則、扶養義務者である父母により算定されます。ただし、次の条件に当てはまる場合、家計の主となっている人（生計中心者）が祖父母や親族等と判断し、父母のほか同居祖父母等の分も含みます。

1) 父母において前年の市町村民税所得割額がない。

2) 同一建物内に祖父母等と同居している。

保育料算定の際は、住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等の適用前の税額で算定します。

保育料を決める年齢の区分は、令和6年4月1日現在の満年齢で決定しますので、入所後に年齢が変わっても、年齢区分は変わりません。

※未申告の方は、税額の確認ができませんので、早急に申告を済ませて申告の写しを福祉こども課に提出してください。

国が定める保育料軽減（3号認定）

①小学校就学前の範囲

→保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部等に入所・児童発達支援及び医療型児童発達支援等を同時に利用する最年長の子どもから順に、1人目の保育料は基準額、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

②市町村民税所得割課額が57,700円未満の世帯

→①の年齢制限をなくし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

③ひとり親世帯、在宅障害者(児)のいる世帯等で所得割課額が77,101円未満の世帯

→①の年齢制限をなくし、第2子以降は無料となります。

○城里町独自の給食費負担の軽減（4月1日現在の満年齢）

町内在住の1号認定及び2号認定児童の給食費を補助します。

入所する施設によって、補助の方法が異なります。

【補助金 月額上限】 主食費 1,500円、副食費 4,700円

・城里町内保育施設等へ入所する方

町が直接施設に支払うため、給食費の支払いはありません。

・城里町外保育施設等へ入所する方

一度施設に給食費をお支払いいただきます。支払った金額に応じて、町から、保護者の方へ給食費補助金をお支払いします。

年度末頃に、補助金の請求方法をお知らせします。

令和6年度 城里町の保育料（利用者負担額）

R5.10月現在

※保育料は4月1日現在の年齢で算定し、年度途中で年齢が上がっても年齢区分は変わりません。

□1号認定・2号認定の保育料は0円となります。

■3号認定保育料 【認定こども園(保育所機能部分)】

階層	所得割課税額 (年収相当)	城里町 3歳未満(3号認定)		国標準利用料
		保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0円	0円	0円
	非課税世帯 (～約260万円)	0円	0円	0円
2	◎ひとり親世帯等	0円	0円	0円
	48,600円未満 (～約330万円)	10,000円	9,800円	19,500円
3	◎ひとり親世帯等	4,500円	4,400円	9,000円
	57,700円未満	19,000円	18,600円	30,000円
4	◎77,101円未満 ひとり親世帯等 (～約360万円)	9,000円	9,000円	9,000円
	97,000円未満 (～約470万円)	19,000円	18,600円	30,000円
5	169,000円未満 (～約640万円)	25,000円	24,400円	44,500円
6	301,000円未満 (～約930万円)	37,000円	36,200円	61,000円
7	397,000円未満 (～約1130万円)	41,000円	40,100円	80,000円
8	397,000円以上 (約1130万円～)	46,000円	45,000円	104,000円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

保育料の納入（支払方法）

保育料のお支払いは、口座振替をお勧めしています。金融機関に口座をお持ちでない場合は、毎月20日頃に納入通知書を送付します。

振替日（納期日）は、各月の10日（土日祝日の場合は翌営業日）です。

例）3月分の保育料は4月10日の納期となります。

また、残高不足等により振替えができなかった場合は、納入通知書を送付します。

※保育料を滞納した場合は、児童福祉法の規定に基づく地方税の滞納処分の例により、給料・預貯金等や家屋・自動車等の財産を差押さえすることになります。

※認定こども園については、町が決定した保育料を、直接施設へ支払いとなります。

支払方法等については、各施設にお問い合わせください。

※ななかいこども園の保育料は、城里町への支払いとなります。

申請後、入所後に手続きが必要な場合

次のような場合は、支給認定変更申請書・申請内容変更届の提出が必要です。必ず、福祉こども課（保育担当）または認定こども園まで申し出てください。

○入所申込みを取り下げる場合

○施設を退所する場合 ※退所する1週間前までに退所届を提出してください

○申込書類の記載内容に変更がある場合（転居、電話番号の変更など）

○町外への転出 ※認定の取消し、退所となります。

※引き続き同じ施設を利用希望の場合でも、転出先で改めて申請が必要です

○世帯状況が変わったとき（保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など）

○修正申告等で市町村民税額等が変わったとき

○保育を必要とする事由が変わった場合（就労→妊娠・出産、求職活動→就労等）

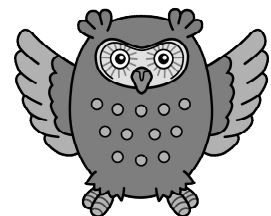
○就労先や勤務時間など、就労状況が変わった場合（保育短時間→保育標準時間等）

○家庭内保育が可能となったとき（退職、病気全快、育児休業取得、その他）

現況届の提出について

認定こども園を利用している方は、年1回の「現況届」の提出が必要とされています。この現況届は、施設を利用する児童・保護者の現在の状況の確認、2号・3号認定（保育認定）の方が保育を必要とする事由に引き続き該当していることの確認のために必要となります。あわせて翌年度の継続入所希望の確認も行います。

提出がない場合、引き続き施設の利用ができなくなることがあります。福祉こども課からの書類が届きましたら、現在入所している認定こども園へ必ず期間内に提出してください。



施設案内（認定こども園）

詳しい内容については、各施設にお問い合わせください。

町内に住民票を有する、1号認定及び2号認定の給食費は、「※印」記載の料金から町補助により、月額6,200円（主食費1,500円、副食費4,700円）を上限に減額されます

■保育所型認定こども園

公立	ななかいこども園	設置者	城里町
所在地	城里町小勝 748	電話番号	0296 - 88 - 2123
利用定員	1号認定 10人 2号・3号認定 30人	HP	https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir004768.html
開園時間	平日 7:00~18:30	教育標準時間	9:00~14:00 (18:00まで預かり保育あり)
	土曜 7:00~18:30	保育短時間 保育標準時間	9:00~17:00 7:00~18:00
保育料以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> 保険料（年240円程度） 教材費（年1,000円~6,000円程度） 絵本代（月350円~450円） 遠足代（実費） 延長保育料（利用者） 		
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健康な明るい子ども 友達と元気に遊び、人にやさしく、思いやりのある子ども 自分の力で考え、行動できる子ども 感動し、感謝することのできる豊かな心を持った子ども 約束を守り、がまんのできる子ども 		
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育 一時預かり事業 障害児保育 園庭開放、育児相談 各種教室（英会話、体操教室） 		

私立	認定こども園 常北保育園	設置者	社会福祉法人 明聖会
所在地	城里町那珂西 1481-17	電話番号	029 - 288 - 3964
利用定員	1号認定 15人 2号・3号認定 110人	HP	http://johhokuhoikuen.com/
開園時間	平日 7:00~19:00	教育標準時間	8:30~13:30 (19:00まで預かり保育あり)
	土曜 7:00~19:00	保育短時間 保育標準時間	8:30~16:30 7:00~18:00
保育料以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会費（月200円） 1号認定・2号認定給食費（月6,000円※） 教材費（年1,625円~6,275円、他体操服代等実費） 絵本代（月400円~900円） 遠足代（実費） 一時預かり、延長保育料（利用者） 等 		
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> 素直で思いやりのある子 挨拶がきちんとできる子 何事も最後まで頑張る子 		
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育 一時預かり事業 病児保育（体調不良児対応型） 障害児保育 子育て支援拠点「子育てひろば」 放課後児童クラブ「児童クラブチャイルド館」 各種教室（英語、体操、ヒップホップ他） 和太鼓 		

■幼保連携型認定こども園

私立	みどりこども園	設置者	社会福祉法人 愛友会
所在地	城里町石塚 1233	電話番号	029 - 288 - 2022
利用定員	1号認定 30人 2号・3号認定 90人	HP	http://www.shirosatomidori.jp
開園時間	平日 7:00~19:00	教育標準時間	8:30~13:30 (19:00まで預かり保育あり)
		保育短時間	8:30~16:30
	土曜 7:00~18:00	保育標準時間	7:00~18:00
保育料以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会費（月 450 円、保険代含） ・1号認定・2号認定給食費（月 6,000 円※） ・教材費（年 1,500 円~4,500 円、他制服代等実費） ・絵本代（月 410 円~450 円） ・遠足代（実費） ・一時預かり、延長保育料（利用者） 等 		
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気な子 ・良く考えて行動する子 ・感性豊かで思いやりのある子 		
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・一時預かり事業 ・病児保育（体調不良児対応型） ・障害児保育 ・子育て支援拠点「ぼかぼかサークル」 ・放課後児童クラブ「げんきっきクラブ」 ・フットサル 		

私立	認定こども園 桂幼稚園	設置者	学校法人 高須学園
所在地	城里町阿波山 688-1	電話番号	029 - 289 - 2131
利用定員	1号認定 45人 2号・3号認定 70人	HP	http://katsura-youchien.com/
開園時間	平日 7:00~19:00	教育標準時間	9:00~14:00 (19:00まで預かり保育あり)
		保育短時間	8:30~16:30
	土曜 7:00~19:00	保育標準時間	7:00~18:00
保育料以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会費（月 500 円） ・1号認定・2号認定給食費（月 6,000 円※） ・教材費（実費） ・絵本代（実費） ・送迎バス代（1号認定利用者、月 3,000 円） ・入園検定料（2,000 円） ・一時預かり、延長保育料（利用者） 等 		
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活のための基本的習慣や態度を育てる ・人への愛情や信頼感を育て自立と共同の態度や道徳性の芽生えを培う ・自然や身近な事象への興味や関心を育て、豊かな心情や観察力、思考力の芽生えを培う ・多様な体験を通して豊かな感性と想像力を培う ・国際交流時代の観点から外国語を使っての遊び等を通して、国際社会に慣れ親しみ、基礎的発音や言葉への興味を深める 		
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・一時預かり事業 ・障害児保育 ・子育て支援拠点「天使のひろば」 ・放課後児童クラブ「ぐんぐんクラブ桂」 ・各種教室（英語、習字、体操、サッカー、ピアノ他、有料） 		

メモ



問合せ 城里町福祉子ども課 (保育担当) ☎ 029 - 353 - 7265



常陸大宮▲

大桂大橋

★認定こども園 桂幼稚園



★城里町の保育所・認定こども園マップ

役場本庁舎
から8 km

岩船郵便局
〒

文桂小

城里町役場
桂支所

那珂川

阿波山徳蔵線

錫高野石塚線

国道113号

千代橋

▲茂木

役場本庁舎
から5 km

★みどりこども園

ローソン

水戸桜ノ牧高
常北校 ⊗

物産センター山桜

城里町

常北小
文

文
常北中

〒文
石塚小

★ななかいこども園

城里町役場
本庁舎

石塚郵便局

エネオス

★認定こども園 常北保育園

▲笠間

水戸茂木線

宇都宮線

石岡城里線

水戸ニュータウン

水戸

那珂西大橋